



突然の税務調査 結果は？

午前10時頃だったか、「先生 税務署がきて今現金を調べています。若い男性2名です。」

予告なしの調査、突然とは無礼な！

電話で「調査は拒めぬとしても 間もなく仕込みの 時間 必要最低限にとどめ早く帰ってくれ」。

飲食店など現金商売の税務調査で無予告がいまだに存在する。

社会生活を営むものとして突然は許されない(必要ならば令状持参せねば)。

日をあらためて日程調整し税務調査に入る。

例によって売り上げのチェック、釣銭、日計表「売り上げを抜いていないか？」

ピタピタ合う。続いて仕入れ・・・1か月毎の売り上げ、仕入れのバランス、そして在庫・・・問題はなさそう・・・。

調査官いわく、「この種の店でこんなにきちんと整理されているのは初めて・・・」。

社長「ちゃんと記していないと不安なんです。資金繰りがきつくて・・・」。

何も税務署のためにやっているのではない、責任もって経営していくために正しい数字を知りたくて・・・ 社長の言葉にえらく感動した。

後日税務署から「更正すべき事実がなき旨」(かつての「申告是認通知書」)の文書が届き一連の騒動が終結した。

この件からいろいろなことを学んだ。「経営の実体は生の数値によってしか掴めない」との社長の言。数値の積み重ね、いわゆる会計によって会社を強くする。

大事なことは**収入・支出の原点発生個所で掴み理解**し知るということ。

数値をあなたまかせにしないということ。繰り返していくと「数値が訴えている」ことが見えてくると言います。数値がしゃべりだすと言うのです。

宇久田会計ではこの数字の訴えを共に考え、将来像を共に共有したいのです。

会計によつて会社を強くする

スキャナー保存制度(電子帳簿保存法)の改正

平成 27 年度税制改正において領収書等のスキャナ保存制度は、対象範囲が拡大するとともに厳しかった要件が大幅に緩和されました。平成 27 年 12 月 16 日に発表されました平成 28 年税制改正大綱においてはさらに要件が緩和されデジカメ・スマホ等での撮影についても認められることになりました。この改正は平成 28 年 9 月 30 日以後の承認申請から適用される予定です。

いままでの電子帳簿保存法と平成 27 年度税制改正のポイント

2015 年 3 月 31 日の官報で 2015 年 9 月 30 日に施行される電子帳簿保存法の施行規則が公布されました。新施行規則の要件緩和のポイントをまとめると、以下の表のようになりました。

	2015 年 9 月 30 日までの施行規則	2015 年 9 月 30 日以降の施行規則 (要件緩和のポイント)
(1) 対象書類の見直し	領収書や契約書のうち、額面が 3 万円未満のみスキャナ保存が可能	金額基準を廃止 領収書、契約書の全てをスキャナ保存の対象にすることが出来る 内部統制を担保するための社内規程整備と適切な事務処理が必要
(2) 業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し	関連帳簿の所轄税務署長による電子帳簿保存法の承認が必要	関連帳簿の電子帳簿保存法の承認は不要
(3) 電子署名要件の見直し	入力者の電子署名法に規定された電子署名が必要 タイムスタンプが必要	入力者に関する情報の保存が必要 (ユーザ ID 等。電子署名法で規定された電子署名は不要) タイムスタンプは必要
(4) 大きさ情報・カラー保存要件の見直し	大きさ情報の保存が必要 カラー画像での保存が必要	大きさ情報の保存不要 カラーもしくはグレースケール

表:電子帳簿保存法の新施行規則で示された e-文書法規制緩和のポイント(2015 年 3 月 31 日官報)

読書の時間



「七つの会議」

池井戸 潤 / 著
集英社

先月、小畑さんが井沢元彦「逆説の日本史」全 2 1 巻を読破されたとの事、おめでとうございます。私も、読破したものはないか、探したところ、ありました。百田 尚樹と池井戸 潤 です。べつに小畑さんと読破を競っているわけではありませんが、お互い、読書を通じて、今後の人生に生かしていければと思います。

今月ご紹介するのは、池井戸 潤(「下町ロケット」、半沢直樹シリーズ、「花咲舞はだまっていない」「空飛ぶタイヤ」等の直木賞作家)の最新作「七つの会議」 集英社発行です。

この本は働く人の物語であり、日本の現状を炙り出していると思います。やはり「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」道経一体思想、でいやー難しいなー 幸せとは一体何でしょうか? (碇)



帳票電子化の3つのメリット

1. 企業で打ち出す帳簿類の紙などのコスト削減メリット

帳票の電子化保存で帳票出力にかかるコストを削減できます。帳票を関連部門に配布するために必要となる大量に用紙代が不要になります。また、出力に使用するプリンタ関連のコストも削減できます。世界的な環境保護運動にも貢献します。

2. 保存のためのコストと労力の削減メリット

紙で保存しなければならないときは、保存スペースのためのコストと整理してファイリングする労力が多く必要になります。スキャナ保存して電子化すれば、保存スペースは紙に比べれば、ほぼゼロと言ってよいほどで大幅な縮小とコストダウンができます。また、ファイリングの手間にかかる人件費も電子化でコストダウンできます。さらに、付加的なメリットとして、紙での保管場所が社内であれば、そのスペースが不要になることで有効活用ができるようになります。

3. 書類を探す手間と時間の短縮メリット

紙で保存しているときも、整理したファイリングをすることである程度、書類を探しやすくなります。しかし、データとして保存できると、その検索スピードは人間が到底およばない速度で検索できるので大幅な時間短縮ができます。また、保存場所まで移動しなくてもよいので、効率のよい楽な検索ができます。

今後、これらの規制緩和により、いっそうのペーパーレス化が促進すると考えられます。 (志村智江)

とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW



役員の重任(再任)登記について

会社法では株式会社の役員は、取締役は原則2年、監査役は原則4年ですが、株式譲渡制限の規定を設けている会社は役員の任期を10年まで伸長することができます。

そしてこの会社法は平成18年5月から施行されており、ちょうど今年が10年目になります。

会社法では株式会社の役員は、取締役は原則2

このため、平成18年以前に設立されており、任期を10年に伸長している株式会社は今年又は来年が役員の重任登記をしなければならない時期の可能性が高いという事になります。

役員の登記を怠りますと、裁判所から過料という罰金が請求される事になりますので、ご注意ください。



今月の格言

「他人の欠点我これを補充す」

例えば、夫婦が互いに「補い合って」生活すれば、愛情と信頼はいっそう深まり、幸せな家庭を築くことができ、職場において「補い合う」という精神で仕事をすれば、強固な信頼と協調の関係が生まれ、何事も円満に運ぶという人間関係を円滑にするための心構えを説いた格言です。

さわやか土曜塾では皆様のご参加をお待ちしております。

5月の予定

日時・場所 : 5月14日(土曜日) 10:00~11:30 辻堂図書館 多目的室

会費 : 500円 詳細は佐藤まで

就任の ごあいさつ



皆様こんにちは。毎月とらい&GROWをご覧いただきましてありがとうございます。

私は今年の3月、株式会社経営センターグロウの代表取締役就任いたしました宇久田秀雄です。

経営センターグロウは様々な経営支援事業並びに相続対策等の個人財産に係わる支援事業を行っている会社で、今年28期目を迎えております。私自身は平成9年に宇久田税理士事務所へ入所し、主に法人の監査担当者として従事してまいりました。その中でも特に取り組んできたこととしてベンチャー企業様の支援がございました。

今後も皆様方のベンチャーマインドを後押しできる事業体制を目指してまいりたいと存じます。何卒これまで同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW

人間の品性度?

「衣食足りて礼節を知る」をときおり疑問に感じる時がある。

今日本はまさに衣食は足りて満ちていると思う。

とりわけ日本民族はこの民度は高く世界でも評価を得ているところでもある。



とはいうものの新聞記事によると保育園建設が近隣住民の反対で断念せざるをえなくな

ったと。にぎやかな子供たちの飛び交う声が騒音と考えたらしい。わからないではないが私は一寸なじめないと考えたが。

総論賛成、各論反対・・・我が家のとなりに保育園建設、私は歓迎かどうかは別にしても少なくも反対はしない。将来を担う子供たち・・・キレイごとではないが本当にそう思う。

品性度は品格度ともいえる、他者を思いやる気持ちは失いたくない。



問はず
がたり
SHINJI

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル6F

TEL 0466(36)0627

FAX 0466(33)4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

**編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております。お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail : nomura@ukuta.net 又は上記 FAX でお願いいたします。)